

都労連 夏季一時金闘争決着

夏季一時金2.275月分を6月30日に支給

(再任用職員は1.2月分、会計年度任用職員は1.25月分)

結婚休暇、長期勤続休暇の取得可能期間を1年延長



全教職員配布
職場討議資料

到達点を職場会などで確認し、声かけしながら署名活動 組合・共済の仲間を広げよう！

①夏季一時金闘争の到達点などを職場会で学習しましょう。

②冬季一時金は大幅賃上げを！6月中に都労連人事委員会要請署名を職場で集めきりましょう。

③職場でミニ学習会などを行いながら「1年間の変形労働時間制に関する緊急職場アンケート」にとりくみましょう。

「都側の回答」

①夏季一時金要求について

条例どおり(昨年秋の妥結どおり)2.275月分(期末手当1.25月分、勤勉手当1.025月分)を、再任用職員は1.2月分(期末手当0.7月分、勤勉手当0.5月分)を6月30日に支給する。

②一時金関連要求について

一時金の支給対象・割合・加算制度について、いずれも現行どおり。

③夏季休暇改善要求について

日数は、現行どおり5日。(今年度の取得期間は、5月1日から11月30日まで拡大)

◆休暇制度の特例措置実現

- ・結婚休暇の始期を2021年1月1日～12月31日までの期間内の日とする職員について、始期を2022年12月31日までとすることも可能。2020年の特例措置で始期を2021年1月1日～同年12月31日までの期間とする職員も対象。会計年度任用職員も対象。
- ・長期勤続休暇の取得可能の終期が2021年1月1日～2021年12月31日とする職員について、2022年12月31日まで延長。2020年の特例措置で終期が2021年12月31日となる職員も対象。

今年の夏季一時金闘争は、新型コロナウイルスの感染拡大が続くも、従来のような職場におけるとりくみを背景とし、労使交渉を重ねることができない困難なたたかいを余儀なくされましたが、感染防止に配慮しながら、要求書提出交渉の4月23日に合わせて、全職場一斉宣伝行動・ステッカー闘争、第1波総決起集会を実施するなど、可能な限りの行動を展開して、労使交渉に臨んできました。

都労連は、4月23日の小委員会交渉で、夏季一時金2・5月分を全て期末手当で支給することを求めた「夏季一時金要求書」、育児休業・介護休暇に係る除算廃止、一定の経験年数を基準とした職務段階別加算制度の導入等を求めた「一時金の『支給対象・割合・加算制度』の改善要求書」と夏季休暇の取得期間の恒常的な拡大と日数増を求めた「夏季休暇改善要求書」を提出しました。

5月20日の交渉を経て、5月25日の交渉で示された回答は、夏季一時金について、現行条例・規則通りとし、他の2要求ともゼロ回答であり、大変不満な内容でしたが、夏季一時金闘争のたたかいの経過と、休暇制度の特例提案を含めた都側回答の到達点を踏まえ、秋に続く秋季年末闘争を、都労連と各単組の組織の総力を挙げてたたかうことを前提に、妥結を判断し、闘争の決着を図りました。

2つの重要なとりくみです
全教職員にひろげましょう

★定年年齢の引上げについて★

6月16日を会期末とする今通常国会で成立する可能性が高くなりました。定年年齢の引上げは高齢期雇用制度だけでなく、任用制度をはじめ人事制度全般に影響を及ぼします。都労連・都教組は都の実情に合った定年年齢の引上げに係る人事制度の改正を労使合意での実現をめざします。60歳を超える職員の賃金水準引下げに反対し、再任用職員の賃金水準の抜本引上げを求めています。

「教職員の長時間過密労働・1年単位の変形労働時間に関する」

都教組緊急アンケート (A4黄色)

「変形労働時間制」は、長時間過密労働を解消するどころか、年間総労働時間を増やすことになります。実行ある施策を求めています。

アンケートの裏にミニ学習資料がついています。ぜひ、職場・地域でミニ学習会を！

☆7月半ばまでのとりくみです。一緒に配付された封筒にまとめて、支部に送ってください。

都教組は、働きやすい職場をつくるために、皆さんからの声を都教委や地教委などに届け、制度改善、予算増額などを要求しています。

あなたも都教組へ

私は東京都教職員組合(都教組)に加入します(月 日)

ふりがな

氏名 _____ 生年月日 19____年 ____月 ____日

職場(学校)名 _____ 職種 _____

職員番号 _____ 給料 _____ 級 _____ 号給 _____

組合員へお渡しいただくか、FAXで都教組へお送りください。FAX (03-3262-9705)

都労連人事委員会要請署名にご協力を！

秋に出される人事委員会勧告は、給料やボーナスを決めるだけでなく、人事制度や労働環境に大きな影響を及ぼします。昨年は、不当にも期末手当が0・1月分引き下げる勧告が出されました。コロナ禍の中、感染リスクを抱えながら、都民のいのちとくらし、学びを守るために日々奮闘している、都の職員が報われる「勧告」が必要です。

昨年は、全都で27000筆、都教組は、約5700筆提出しています。昨年を上回る署名を集め、昨年のような賃下げ勧告を跳ね返しましょう。

名前だけを記入する署名です。(A4桃色)
全教職員に声をかけて、署名を集めきりましょう

☆6月中のとりくみです。切厳守でお願いします。早めにとりくみ、支部に送ってください。7月に人事委員会に提出します。